

Ⅳ. 教育改革の流れと全連退

おおむね 平成9年～平成16年

21世紀を迎え、教育改革の流れとともに、その対応に全連退の一層の活動が期待されることとなった。

◆ 教育改革への期待 ◆

21世紀に入りわが国が、真に豊かで成熟した国として発展し国際的にも貢献していくためには、新世紀にふさわしい教育のあり方を見据え、新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指して、全ての学校段階を通じた教育改革の強力な推進が期待されている。

特に人間形成の基盤として重要な義務教育については、平成14年度より小・中学校で新学習指導要領が全面実施され、また、長年段階的に進められてきた学校週5日制の完全実施と相まって新たな時代を迎えている。

現在進められている教育改革は、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」と「豊かな心」を育み、新しい時代を生き抜く方向としての「生きる力」を培うことをねらいとしている。

教育は「国家百年の計」と言われ、それだけにこの改革のねらいを、しっかり達成できるよう、“全力投球”が期待されている。

文部科学省は、平成15年5月「教育の構造改革」と題した教育関係者向けのメッセージを発表した。「画一と受身から自立と創造へ」を中心理念とし、教育全般にわたる文部科学省の取り組みの方法を四つの理念で整理し理解を求めている。四つの理念は、次のようなものであった。

- ① 一人ひとりの個性と能力に応じた学校教育の展開など「個性」と「能力」の尊重
- ② 国際社会の一員としての教養ある日本人の育成など「社会性」と「国際性」の涵養
- ③ 学校や地域が個性あふれる学校づくりをして、ニーズに応えるための「選択」と「多様性」の重視
- ④ 学校が説明責任を果たすとともに教育の質を評価によって保障する「公開」と「評価」の推進

◆ 「教育の日」の制定 ◆

全連退は、平成9年度より「教育の日」の制定を目指した活動を進めている。

「教育の日」の制定のねらいは、今日子どもたちの生活と家庭や地域社会の現状の一部には、急激な社会変化に伴って憂慮すべき状況があるという把握にたって、広く国民の参加、協力のもとに「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の大切さを



考え、その振興を期する日」としている。

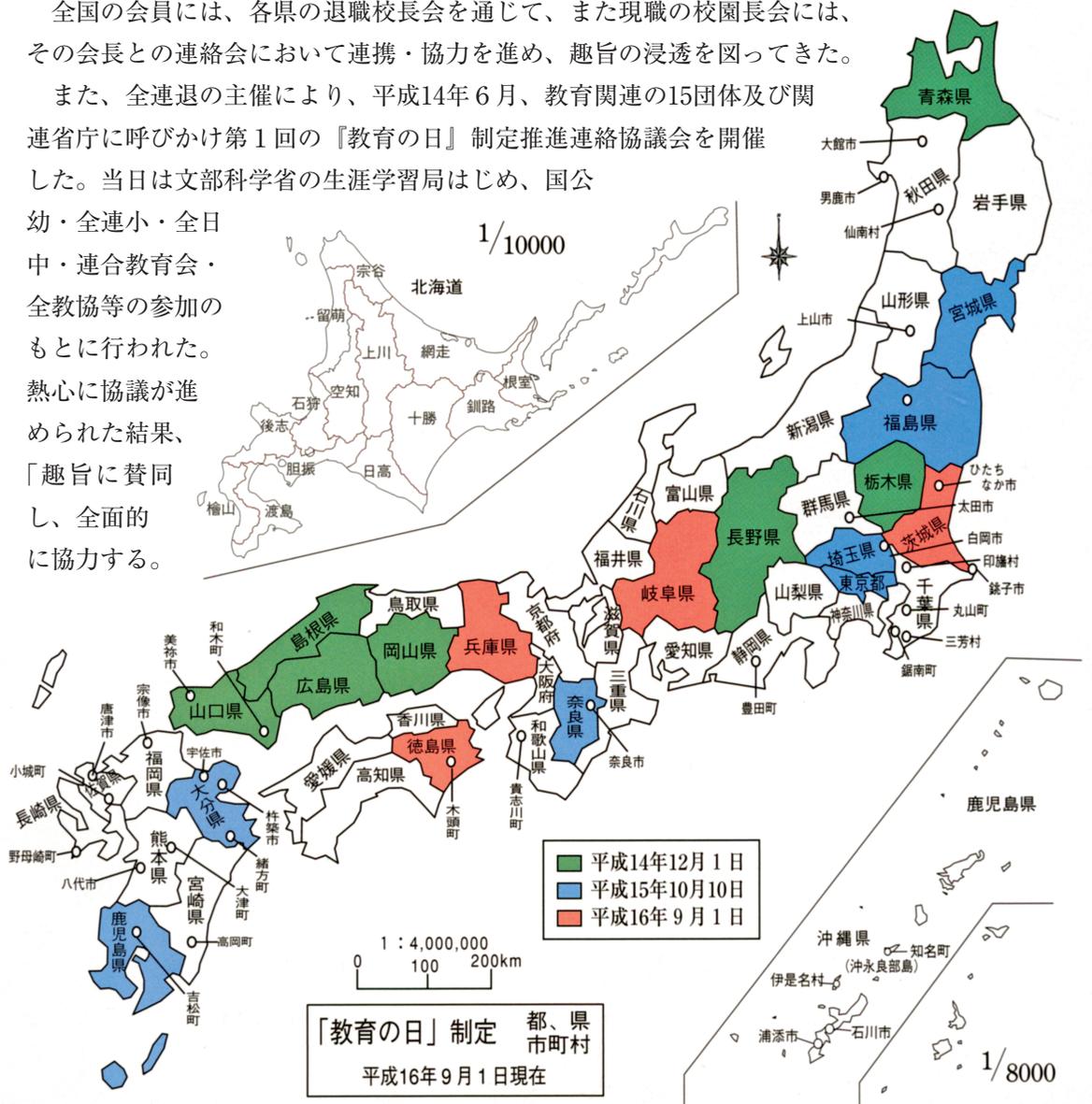
わが国においては、栃木県が早くから教育の重要さに思いを致し、平成4年秋に全国初の「とちぎ教育の日」を制定し、毎年11月第2土曜日に教育振興大会を開催している。

全連退は、まず全国都道府県の退職校長会51団体（当時）に対し、「教育の日」の制定についての意向をアンケート調査し、その結果約80%の賛意を得た。そこで、平成10年6月の定期総会において、その推進について決議し、9月の常任理事会の了承を得て「教育の日」制定推進委員会を設置し、活動に入った。

全国の会員には、各県の退職校長会を通じて、また現職の校園長会には、その会長との連絡会において連携・協力を進め、趣旨の浸透を図ってきた。

また、全連退の主催により、平成14年6月、教育関連の15団体及び関連省庁に呼びかけ第1回の『教育の日』制定推進連絡協議会を開催した。当日は文部科学省の生涯学習局はじめ、国公

幼・全連小・全日中・連合教育会・全教協等の参加のもとに行われた。熱心に協議が進められた結果、「趣旨に賛同し、全面的に協力する。」



国への働きかけ、地域の自治会、町会、PTA、その他の団体への働きかけなどを、この協議会が中心となり、協力・連携し、積極的に活動を展開しよう」という結論を得た。

全連退としては、気運を高める広報活動としてポスターを作成、また、同様の趣旨で横断幕（50×80cm）を作成し各地に配布している。

制定の「月日」については、現段階では全国一律の統一日とするのではなく、地域の実情に合わせて地域単位で決定していくこととしている。平成13年6月には岡山県が、続いて11月には広島県が「教育の日」を条例に定めるなど、各地での取り組みの経過や成果が報告され、制定への気運の高まりが感じられるようになってきた。

なお、平成16年9月現在までに18都県と33市町村での制定が決定されている。その分布状況は別図（前ページ）のようになっている。



「教育の日」の横断幕

◆ 「教育基本法」の見直し・改正 ◆

全連退では、かねてから教育基本法の見直しの必要性を主張してきたが、平成13年3月には「教育基本法検討委員会」を設置し本格的に検討を開始している。

当時の情勢としては、平成12年には、首相直轄のもとに「教育改革国民会議」が設置され、今後の日本の教育の在り方の検討に入り、教育基本法の見直しも含めて教育改革の論議が進み、報告書が出された。

平成13年11月、文部科学省から中央教育審議会基本問題部会に「教育基本法見直し」についての諮問が行われ、さらに、中央教育審議会からは広く国民に対して意見の受付を公示している。

6月には、各都道府県退職校長会の意見を聞くために、現行教育基本法の問題点、改正の賛否等についてアンケート調査を行った。

この間、中央教育審議会の教育基本法の審議の中間報告等に対して、本会では次の3点から検討を進めた。

- ① 前文・第1条・第2条の見直し、「改正教育基本法」の一部として、新しい条文の作成を行う。
- ② 5月1日付で中央教育審議会基本問題部会に「全国連合退職校長会の改正教育基本法作成上の基本的な考え方」「改正教育基本法（前文・第1条・第2条）」「現行教育基本法と改正教育基本法の対照表」「全国連合退職校長会の調査結果」を送付。
- ③ 第3条以下第11条までの見直しを行い、全条文をまとめ「改正教育基本法」「教育基本法改正理由の要点」を付して、7月1日付で中央教育審議会に送付。

中央教育審議会に送付した改正教育基本法作成上の基本的な考え方は、

1. 現行教育基本法の優れたところを生かしながら、時代の変化とともに合わなくなった面を改め、日本国民の育成を強調する必要がある。
2. 現行の教育基本法は、「日本人としての自覚」「日本人としての意識を高める」など、国を愛し、国に誇りを持つ国民を育成するという視点が欠けている。の2点である。そこで、未来を拓く主体性のある日本国民の育成を重視する等6項目について検討し、意見書を作成、中央教育審議会へ送付することにより見直しを強く求めた。

その後、平成14年11月には中教審より文部科学大臣へ中間報告が提出されているが、そこには全連退の考え方が多々取り入れられ、最終報告に反映されることとなった。

◆ 「教育憲章」(案) の提言 ◆

現行の教育基本法は、教育の基本的理念や諸原則を示したものであり、その理念は世界のいずれの国でも適用する普遍的なものである。しかし、必ずしも日本の教育の理念を明確にしているものとはいえない。そこで、全連退では日本の教育の理念を、より明確かつ具体的にした「教育憲章」を制定することが必要であると考えてきた。

教育振興対策部では、教育基本法と教育憲章の性格上の関係についての検討、全国からの実践事例や調査、全国の退職校長会の意見等を広く集め、これらの分析・検討を綿密に行ってきた。

それらを基本にして、これからの国民の教育において「日本人としての自覚と誇りを持ち、国際社会に貢献できる主体性のある国民の育成」が重要であると考え、「教育憲章(案)」の具体的な理念を9項目にまとめ、平成12年に

教育憲章(案)

- われらは、教育基本法の精神を踏まえ、日本の教育の指針として、この憲章を定める。日本の教育は、個人の尊厳、生命に対する畏敬の念を重んじ、日本人としての自覚と誇りを持ち、世界の平和と文化の創造、人類の福祉に貢献できる主体性のある国民の育成に努めなければならない。
- 1 人間尊重の精神にのっとり、一人ひとりを大切にして、自己の確立を目指し、心身ともにたくましく生きる力をもつ。
 - 2 豊かな日本の自然を愛護し、情操を培うとともに、地球環境の保全に尽力する。
 - 3 優れた日本の文化や伝統を尊重し、異文化への理解を深め、豊かな文化を創造する。
 - 4 美しい日本のことはを大切にし、礼節を重んじ、豊かな人間性を形成する。
 - 5 誠実さや勤勉さを大切にし、勤労の意義と奉仕の尊さを知り、共に生きる喜びをもつ。
 - 6 和の精神と思いやりの心をもち、温かな家庭と心の通い合う地域社会を形成する。
 - 7 善悪の判断を正しく行い、社会の一員としての自覚と責任をもち、正義の実現と社会の発展に尽くす。
 - 8 向学心に燃え、真理を求め、社会の変化に対応して、生涯にわたり、主体的に生きぬく力をもつ。
 - 9 民主的な社会及び国家の形成に努め、世界の人々と協調・協力し、世界平和の確立に尽くす。

これを示した。

平成14年6月、教育基本法の審議が行われていた中央教育審議会には、「教育憲章」の制定について、7月には「教育基本法の見直し」についての要望の中で同法の補則に「教育憲章」を制定する旨の文言を入れること、さらに、平成14年8月8日文部科学大臣宛の要望書の中でも「教育憲章」の制定を要望している。

全連退の提言した「教育憲章（案）」は、前掲のようである。

◆ 新たな教育課題への対応 ◆

全連退は、これまでの次々と打ち出される教育に関わる改革案等について、強い関心を持ち、内容の検討を行い、種々の提言・要望等を関係機関に提出してきた。平成12年12月、「教育課程審議会」は、「児童生徒の学習と教育課程の実施状況のあり方について」を答申した。小・中学校では、この答申により、新しい評価「目標に照らしてその実現の状況を見る評価（いわゆる絶対評価）」による児童・生徒の評価・評定と学校評価が実施されることになった。全連退の「中教審」対策委員会では、このことへの対応のために平成13年度より「評価のあり方」について研究・協議を進めてきた。一年次では、全国の校長会に対して各5名（計250名）に「評価に関するアンケート調査」を実施し、二年次では「新しい評価の考え方及び具体的な評価のあり方」について研究を行い、二年間の成果をまとめている。

また、小冊子「特色ある学校を創り学校を拓く」「学校教育における基礎・基本そのとらえかた」を刊行した。

さらに「教員養成課程」や「学校週5日制」「教育憲章」「教育の日」「心の教育」など、対応すべき各種の課題について本会としての見解を要望書・意見書等にまとめ、会員及び関係諸機関等に向けて提言し、要望・陳情活動を進めている。



◆ 構造改革特別区 ◆

文部科学省は教育改革として、各種の制度や規準について多様化・弾力化を図るなど積極的に規制緩和を推進した。構造改革特区とは、地域限定で規制を緩和した特定の地域を設けて、地域の自発性を尊重しつつ地域の活性化、ひいてはわが国の活性化を図るものである。

この構造改革の提案募集は、これまで3度行われているが、平成14年12月12日公表の第2次提案の中に「教育分野への株式会社の参入」が盛り込まれた。

全連退としては4日後に「公教育としての学校の教育活動なので、安定性、継続性、非営利性に立つべき」との見地から問題点を指摘し、慎重な取り扱いを「意見文」として関係三閣僚に提出している。また、各都道府県退職校長会には、地元国会議員への対応を働きかける等迅速に対応した。

なお、この株式会社による学校設置は、その後、地方公共団体が教育研究上特別なニーズ(需要)があるとして認める場合に容認されることになった。

◆ 「全連退の歌」の制定 ◆

文字通り全国組織となった全連退では、会員の活動意欲をさらに高め、一層の組織の結束と本会の向上・発展を図る見地から、「全連退の歌」を制定することになった。「会報」143号により歌詞の募集を全会員に呼びかけ、1年後の完成を目指した。歌詞は第3節までとし、内容には歴史や目的、使命、会員の意気、本会の発展などを織り込んで、明るく覚えやすいものとするなどと募集要項に掲げた。

多数の応募の中から「全連退の歌」一光かかげて一(大越弘作詞、末永隆一作曲)が選ばれ、15年6月の総会で発表した。(資料編参照)

◆ 教育改革を目指す多様な諮問事項 ◆

21世紀の教育の在り方について、教育内容の改善や教育条件の整備など広範囲で多岐にわたる教育改革への取り組みが積極的に進められている。

そうした中で平成15年5月15日、初等中等教育について遠山敦子文部科学大臣は、「今後の初等中等教育改善の推進方策について」と題した諮問を中央教育審議会に対して行っている。審議事項としては、①「初等中等教育の教育課程及び指導の充実・改善方策について」②「義務教育など学校教育に関わる諸制度の在り方について」の2点であり、具体的な審議課題は、別記(32ページ参照)のようである。

これからは柔軟性・多様性に乏しいと言われてきた義務教育制度を総点検し、学校や地域、子供たちの自発性を重視した制度へと転換しようとするもので、審議の如何によっては学校教育現場の姿を大きく変えることになる。

全連退は、憲法で保障されているすべての国民に対して基礎的な資質を培う考え方を重視する立場から「義務教育に関わる諸制度」は、慎重に審議し早急な結論を出すべきではないことを強調した。

また、「義務教育における教育条件整備の在り方」についても、義務教育における国と地方との経費負担の問題であり義務教育費国庫負担制度は現状を堅持すること、国の責任を地方自治体に転嫁することは許されないことなどを意見書として平成15年11月19日、土橋荘司

会長より鳥居康彦中教審会長に提出している。

「今後の学校の管理運営のあり方」（中間報告）に対しては、これまでも検討課題の一つとして注目し、学校現場の運営のあり方にかかわりが深いこととして重視してきている。

まず、学校、家庭、地域社会の教育上果たす役割と責任を明確にすべきであることと、学校管理運営の原則は、「設置者管理主義」「設置者負担主義」であり、原則を堅持し、安易に改革を進めるべきでないことを訴えてきた。

さらに、保護者や地域が経営に参画する新しいタイプの公立学校としての「地域運営学校」（コミュニティースクール）については、外国での制度を新たに導入することであり慎重に検討することを提言している。そのため、制度の十分な検討が必要で、国情の異なるわが国に直ちに取り入れられるものではないとしている。

また、「学校運営協議会」については、保護者や地域の要望を学校運営に反映させることは重要であり、設置することは理解できる。しかし、学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会の権限や責任との折り合いをどうするのか明確にする必要があるとしている。さらに「学校運営協議会」の機能として、「教育計画、予算計画、人事配置」などの基本方針の承認、校長や教職員の「人事」についての関与などが挙げられている。特に人事への関与は、校長や地区教育委員会の具申権や内申権にかかわり、個人のプライバシーの問題、自由で熱意ある教員の教育活動に影響を及ぼすことが考えられることから、避けるべきことであることを強く打ち出している。

審議を求める予定の主な課題

<義務教育など学校教育制度の課題>

- ・義務教育における国と地方自治体の役割
- ・就学時期の弾力化など就学に関する制度
- ・幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携
- ・義務教育以前の幼児教育
- ・義務教育の今日的な意義、学校の役割
- ・株式会社やNPOなどの学校経営
- ・公立学校運営の民間委託への対応

<教育課程と指導の充実や改善の方策>

- ・学習指導要領や年間授業時数の考え方
 - ・長期休業日や学期の区切り方
 - ・「総合的な学習の時間」の充実
 - ・習熟度別指導など個に応じた指導の充実
 - ・学力テストを踏まえた指導の工夫改善
- （平成15年5月15日 朝日新聞より）

<答申が示した公立学校の新形態>

〔地域運営学校〕

- ・学校を設置する教育委員会が指定
- ・指定校には保護者や住民で作る学校運営協議会を設置。委員は教委が任命
- ・校長は教育課程編成や予算執行、人事配置の方針を提案。協議会が承認
- ・協議会は校長や教職員の人事について教委に意見。教委は意見を尊重

〔公設民営型の学校〕

- ・公立学校の管理運営を民間に委託
 - ・構造改革特区に限った特例
 - ・義務教育以外の幼稚園と高校が対象
- （平成16年3月4日 朝日新聞より）

こうした趣旨に沿って、平成16年2月12日には、中教審初等中等教育局教育分科会木村猛会長へ意見書として提出した。

なお、この中教審の中間報告（平成15年12月16日）は、審議の結果、内容の変更などはほとんどなく、平成16年3月4日に中央教育審議会より正式な「答申」として発表された。さらに、この「地域運営学校」を創設するための「改正地方教育行政法」が平成16年6月2日の参議院本会議で可決成立をみている。平成17年度から制度が導入される。

◆ 設立40周年記念式典 ◆

平成16年10月16日、千代田区のスクワール麹町において、中山文彬文部科学大臣、河村建夫前文部科学大臣をはじめ多くの来賓をお迎えして、全連退設立40周年記念式典が盛大に挙行された。

土橋荘司会長は、式辞の中で「将来、国を背負う子供たちや若人の健全な育成こそ、今われわれ大人たちに与えられた大きな責任と義務があります。この点から、私たちが従来から主張し、その制度の促進を願ってきた『教育の日』を、一日も早く全国での制定が成し遂げられるよう期待しているものであります」と言われた。

記念事業報告として、平成16年6月17日に制定された「全国連合退職校長会綱領」が読み上げられた（資料編参照）。綱領制定の趣旨は「本会設立40年を機会に全国連合退職校長会が歩んできた歴史や活動を振り返り、それを踏まえながら、将来の日本の教育の在り方を考え、会員一同心を新たに力を合わせ、本会の目的達成と組織拡充に資するため」と述べられている。綱領は、その後毎年総会で出席者全員で唱和されている。

そのほか、設立40周年記念事業として、「設立40周年記念誌」の発行、「会歌」の制定（前述）、「会旗」の制定（後述）等が行われた。



全国連合退職校長会 会長 土橋荘司

